



観産第141号
平成27年6月9日

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿

観光庁観光産業課長



富士登山を対象とした企画旅行の実施について(注意喚起)

富士登山については、十分な休息を取らずに無理な行程で行ういわゆる「弾丸登山」が安全面等から問題が多いとの指摘があることから、平成25年以降、標記に関する通達を発出してきたところである。

本年においても本格的な登山シーズンを迎え、旅行者において富士登山を対象とした企画旅行の実施が見込まれるところ、当該企画旅行の実施に当たっては、旅行者の休憩時間に十分配慮した行程とするなど安全確保に万全を期し、いわゆる「弾丸登山」を実施することのないよう傘下会員に対し、改めて周知徹底されたい。